

令和元年6月27日

建築情報相談課

建築基準法第43条第2項第1号認定後の変更の取り扱い

千葉市建築基準法施行細則第9条第1項ただし書の規定による変更は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無く、次に該当する場合に適用するものとする。

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定に係る特例認定基準に適合し認定された後、次の各号に該当する場合。

- (1) 変更後も特例認定基準に適合すること。
- (2) 建築物の階数の変更が無いこと。
- (3) 大幅に敷地面積が増減しないこと。(※1)
- (4) 大幅に床面積が増加しないこと。(※2)
- (5) 建築主を変更する場合、道の管理者との協議において占用許可等を得ているもの又は土地所有者等から通行承諾を得ているものについては、改めて変更後の建築主により占用許可等又は通行承諾が得られていること。

※1 敷地面積の減少の目安は、10%程度までとする。

敷地面積の増加の場合は、建築基準法や都市計画法（開発等）に支障が無いこと。

※2 床面積の増加の目安は、10 m²程度までとする。